

令和4年(2022年)2月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 定例会

(午前10時00分 開会)

○議長(翁長俊英)

ただいまから令和4年(2022年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○議長(翁長俊英)

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

○議長(翁長俊英)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において上原快佐議員と、多和田栄子議員を指名いたします。

○議長(翁長俊英)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり本日、2月4日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月4日の1日間に決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

日程第3、議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それではお手元の資料、議案書等の1ページ、それと提案理由説明書の1ページをお願いします。

議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、職員の退職により、退職手当の支給に要する経費に不足を生じたときの財源を積み立てるため、「那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例」の制定を提案するものであります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第4、議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それではお手元の別冊の令和3年度一般会計補正予算書(第2号)と、提案理由説明書の2ページをお願いします。

議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、補正予算(第1号)後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ1,404万円増額補正するものであります。これにより、補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ32億8,039万5,000円となります。

まず、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。予算書は5ページをお願いします。

第4款の財産収入は、1,071万5,000円の増額補正で、生産物売払収入及び物品売払収入の増額によるものであります。

第5款の繰入金は、2,176万1,000円の減額補正で、施設整備基金繰入金の減によるものであります。

第7款の諸収入は、2,508万6,000円の増

額補正で、ごみ処理受託収入及び物件災害保険金等の増額によるものであります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第1款の議会費は、134万5,000円の減額補正で、旅費の減によるものです。

第2款の総務費は、44万1,000円の減額補正で、旅費の減によるものです。

第3款の衛生費は、1,582万6,000円の増額補正で、職員手当及び施設整備基金積立金の増によるものであります。

そのほか、繰越明許費については予算書3ページの第2表、債務負担行為補正については予算書4ページの第3表のとおりであります。

以上が、議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第2号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第5、議案第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

休憩をお願いします。

○議長(翁長俊英)

休憩いたします。

休憩(午前10時10分)

再開(午前10時12分)

○議長(翁長俊英)

再開いたします。

それでは、今訂正がありましたけれども、これは承認するというのでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

よろしくをお願いします。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは提案理由説明の3ページをお願いします。

議案第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度一般会計の予算額は、29億7,878万9,000円で、前年度に比べて、6,759万1,000円、率にして約2.2%の減となっております。

それでは、歳入予算の概要をご説明申し

上げます。予算書は6ページをお願いします。

第1款分担金及び負担金は、12億5,586万9,000円で、対前年度比3,089万1,000円、約2.5%の増となっております。主な要因は、最終処分場建設負担金の減、ごみ処理施設管理運営負担金、周辺まちづくり事業負担金及び基幹的設備改造工事等負担金などの増によるものです。

なお、本年度のごみ処理に係る負担金の負担割合は、那覇市89.87%、南風原町10.13%となっております。

第2款使用料及び手数料は、5億1,011万5,000円で、対前年度比4,007万2,000円、約8.5%の増となっております。主な要因は、ごみ処理手数料の増によるものです。

第3款国庫支出金は、3,625万6,000円で、対前年度比3,125万6,000円、約625.1%の増となっております。主な要因は、周辺まちづくり事業の増によるものです。

第4款財産収入は、5億1,055万9,000円で、対前年度比770万1,000円、約1.5%の減となっております。主な要因は、余剰電力売払料の減によるものです。

第5款繰入金は6億4,839万円で、対前年度比1億6,882万3,000円、約20.7%の減となっております。主な要因は、施設整備基金繰入金及び還元施設基金繰入金の減によるものです。

第6款繰越金は費目存置であります。

第7款諸収入は、1,179万9,000円で、対前年度比91万4,000円、約8.4%の増となっております。主な要因は、ごみ処理受託収入の増によるものです。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、476万3,000円で、対前年度比2万8,000円、約0.6%の増となって

おります。

第2款総務費は、1億5,144万1,000円で、対前年度比298万9,000円、約2.0%の増となっております。主な要因は、一般管理費の退職手当基金の新設、環境の杜ふれあい管理運営費の需用費の減、委託料の増によるものであります。

第3款衛生費は、26億2,296万9,000円で、対前年度比5,495万4,000円、約2.1%の減となっております。主な要因は、塵芥処理費（最終処分）の需用費の増、周辺まちづくり事業の工事請負費の皆増、塵芥処理費（中間処理）の需用費の減によるものであります。

第4款公債費は、1億6,961万6,000円で、対前年度比1,565万4,000円、約8.5%の減となっております。主な要因は、最終処分場に関する起債償還額の減によるものであります。

第5款予備費は、3,000万円で、前年度と同額となっております。

そのほか、債務負担行為については予算書4ページの第2表、地方債につきましては予算書5ページの第3表のとおりであります。

以上が、議案第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算の概要でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。オール沖縄日本共産党の古堅茂治です。議案第3号、令和4年度那覇市・南風原

町環境施設組合一般会計予算について、深める立場から質疑を行います。

那覇市民、南風原町民の日常生活と経済活動になくてはならない重要なごみ処理施設の安全、安定操業を遂行するために必要なのが那覇市・南風原町環境施設組合の一般会計予算です。29億7,878万9,000円の令和4年度予算案の特徴と課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

令和4年度一般会計予算の特徴としましては、総務費の一般管理費において、職員退職手当基金積立金200万1,000円を新規で計上しております。環境の杜ふれあい管理運営費では、ポンプ類の更新修繕費2,524万5,000円を計上しております。

衛生費では、清掃総務費において、持ち込みごみの事前受付制に対応するため、前年度と比較して現場任用職員を2人増員して計上しております。塵芥処理費（中間処理）においても、持ち込みごみの事前受付制に対応するため、電話受付業務委託費660万円を計上しております。塵芥処理費（最終処分）では、水質を測定して放流するためのUV計の取替修繕費1,053万2,000円を計上しております。周辺まちづくり事業費では、園路灯及びトイレの污水管整備工事費等で6,122万8,000円を計上しております。

課題といたしましては、本クリーンセンターの主要設備の延命化を図るため、交付金等を活用した更新工事に向けた整備計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

来年度予算案、持込みごみの事前受付制に対応するために、現場任用職員を2人増員、持込みごみの事前受付制に対応するため、電話受付業務委託費660万円を計上しているとの答弁がありました。那覇市民、南風原町民に寄り添い、住民の声を受けてよりよいサービス、事業遂行へ改善を図っていることが分かります。評価を申し上げて、質疑を終わります。

○議長(翁長俊英)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第3号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第6、議案第4号、修繕請負契約について(令和4～5年度焼却設備等定期修繕)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

それでは議案書のほうは3ページ目をご覧ください。それと提案理由説明書のほうは5ページ目をご覧ください。それではご説明します。

議案第4号、修繕請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターにおける令和4～5年度の「焼却設備等定期修繕」の修繕請負契約であります。

本修繕は、ごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とし、毎年定期的にも実施するものであります。

内容としましては、焼却炉及び灰溶融炉などの各機器類の分解、清掃、点検及び消耗部品類の交換を行うとともに、ボイラー設備、アンモニア気化器につきましては、整備・修繕後、認定検査機関による法定検査を受検するものであります。

契約の方式につきましては、去る令和3年11月19日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会」において承認を得た後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、請負金額10億650万円で、「JFEエンジニアリング株式会社九州支店」と令和3年12月28日付で仮契約を締結しております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。議案第4号、修繕請負契約について(令和4～5年度焼却設備等定期修繕)について、深める立場から質疑を行います。

最初に5点質疑いたします。1点目、本組合のごみ処理施設、那覇・南風原クリーンセンターは、那覇市民、南風原町民の日常生活と経済社会活動を支える重要な役割を担っています。本組合のごみ処理施設は多数の機器により、複雑、大規模で高度な技術システムを構成している大型プラント処理施設となっています。その施設の安全・安定操業に必要な不可欠なのが各機械の点検、検査、修理を行う定期修繕、オーバーホールです。そこで焼却設備などの定期修繕の法的義務と経年劣化に伴う変動する修繕費用の推移、特徴、課題等について伺います。

2点目、令和4年から5年度の焼却設備などの定期修繕の10億650万円の請負額、随意契約の理由等について伺います。

3点目、今回の定期修繕の予算見積額と契約額の差額等について伺います。

4点目、直近3年間の定期修繕の当初請負額からの増額変更の推移について伺います。

5点目、令和4年度、5年度の焼却設備などの定期修繕期間とその影響、対応等について伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

1番目から順次お答えいたします。

焼却設備等定期修繕は、ごみ処理施設全体の機能保全・回復による安全・安定的な操業を目的として、毎年定期的実施しており、設備の運転を停止して、運転中にで

きない各機器の内部点検や清掃・補修を行うものであります。

本定期修繕における法的義務につきましては、国の認定検査機関による2年に1回のボイラ設備の定期事業者検査や毎年実施されるアンモニア設備の第一種圧力容器検査がございます。

直近3年間における定期修繕費用の推移としましては、令和元年度が約3億8,530万円、令和2年度が約3億8,910万円、令和3年度が約5億6,947万円となっております。

課題等につきましては、大きな課題はございませんが、本クリーンセンターは、平成18年の供用開始から16年目を迎えており、施設の延命化のための主要設備等の更新が必要となっていることから、今後、交付金等を活用した更新工事に向けた整備計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目についてお答えいたします。

一般的に稼働年数が増えると修繕費用が増加する傾向にありますが、今回の定期修繕の請負額は、平成28年～令和3年度に実施した基幹的設備改造工事により設備の更新が図られたことから、材料費・労務単価の高騰や消費税増税を考慮しても、抑えられていると考えております。

次に、随意契約の理由としまして、本クリーンセンターは、プラントメーカーの高度な技術とノウハウが蓄積され、各機器がシステム化された複合的な施設であります。

よって、施設本来の性能を継続的に発揮させるには、設備固有の構造や性能を踏まえた点検・修繕を定期的に行う必要があります。

さらに、点検・修繕などによる停止期間を最小限にとどめるなど、年間を通じて効



率的な稼働が求められており、定期修繕の施工を迅速かつ正確に遂行できるのは、設備の構造、機能、性能を熟知しているプラントメーカーのみであると考えております。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約をしたものであります。

3番目についてお答えいたします。

定期修繕の予算額につきましては、前年度の定期修繕を実施した結果を踏まえたプラントメーカーからの推奨項目を反映した見積額を計上しております。

その後、定期修繕項目の精査やプラントメーカーからの分離発注等を検討し、設計を行っております。

その結果、予算額と契約額との差額は、1億9,734万円となっております。

4番目についてお答えいたします。

直近3年間の定期修繕契約後に行った点検の際、新たに確認された追加修繕が必要となった増額変更の推移としましては、令和元年度は、主に外面腐食による蒸気復水配管の部品交換や、ろ過式集じん器の経年劣化による部品交換等で、1,980万円の増額変更をしております。

令和2年度は、主にボイラ設備の過熱器等に付着している灰を除去する圧力波クリーニング装置の内部部品やボイラ給水ポンプの経年劣化による部品交換等で、2,981万円の増額変更をしております。

令和3年度は、主に経年劣化による蒸気タービン発電機の部品交換や灰溶融炉の残留物除去作業等で、1,941万円の増額変更をしております。

5番目についてお答えいたします。

本修繕期間中、発電設備等の点検・修繕のため、各年度1か月間は全休炉期間を設けておりますが、その間、ごみピットを適

切に管理し、那覇市及び南風原町から排出される一般廃棄物の受入れに影響が出ないように対応してまいります。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

答弁で業者見積りと契約額、1億円余りの差額があったということは分かります。複雑大規模で、高度なシステムであるごみ焼却設備などの定期修繕費用10億650万円についての、本組合の精査の取り組みを改めて伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

定期修繕の精査の取り組みにつきましては、公益社団法人全国都市清掃会議発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」、東京二十三区清掃一部事務組合が作成している「設備積算標準単価」、「設備積算基準細目」や過去に実施した定期修繕の作業実績を参考にプラントメーカーからの見積りを精査し、積算を行い設計額を算出しております。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

頑張り評価いたします。3回目、最後の質疑です。

ごみ焼却プラントは、運用期間の長さを考えると、プラントの建設費より維持管理の運転、保全費用が大幅に上回るようになります。そこで、維持管理コストをいかに節減できるかが大きな課題となっております。運転費用の節減策、保全費用の節減策の取り組み、運転員と保全員の技能レベルを高める継続的な教育訓練の充実と、処理プラ

ント運営情報管理電算システムの整備・活用が求められていると専門家も指摘しています。そこでプラントメーカーのいいなりにならずに、プラントメーカーと太刀打ちできる技術職員の役割、取り組みについて伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

専門の技術職員につきましては、本組合の安全・安定的な維持管理並びにプラントメーカー等と対等に調整を行う役割を担っており、適正な工事価格による請負契約の締結やプラントメーカーからの分離分割発注による費用節減等、これまでも多くの成果をあげているものと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第4号、修繕請負契約について(令和4～5年度焼却設備等定期修繕)は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~  
○議長(翁長俊英)

日程第7、報告第1号、専決処分の報告について(修繕請負金額の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

それでは議案書のほうは5ページ目をご覧ください。それと提案理由説明書のほうは6ページ目をご覧ください。

報告第1号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、令和3年2月5日に本組合議会で議決された議案第3号、令和3年度焼却設備等定期修繕に係る修繕請負契約について、設計変更に伴う修繕請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、灰溶融炉の残留物除去作業や、経年劣化に伴うアンモニア気化器の保温材取替などを行うための増額変更であります。

変更前の金額は5億5,990万円で、変更後の金額は5億6,947万円となり、957万円の増額となります。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年2月17日付けで管理者の専決処分事項として指定された「契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」として、令和3年12月28日に専決処分を行い、同日付けで修繕請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。以上です。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基

づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第8、これより一般質問を行います。

この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内といたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可いたします。

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。オール沖縄日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。

今、県内では米軍基地内でもオミクロン株新型コロナウイルス感染症の感染爆発クラスターの発生で、県民にも感染が急拡大して、日常生活、社会機能維持にも大きな影響を及ぼしています。新聞投書欄には、「後手後手の政府対応と米軍の外出規制解除には県民を愚弄するもので許せない」との怒りの声が出ています。

そこで、県民へのオミクロン株の感染拡大、コロナ禍が及ぼす本組合の廃棄物処理施設ごみ焼却炉の安定操業へのリスクについて伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

本クリーンセンターごみ焼却炉の管理運営を委託している事業者には多数の感染者が発生した場合、安全な安定操業ができないことから、施設の稼働停止となる可能性が

ございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ごみ焼却設備、那覇・南風原クリーンセンターは、那覇市民、南風原町民の日々の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラです。コロナ禍でも安全で安定的な操業の継続が求められています。この重要な責務を果たすためには想定されるリスクが起こらないようにする、備えるリスク管理が求められています。

そこで、オミクロン株新型コロナウイルス感染防止対策の取り組みと課題について伺います。

○議長(翁長俊英)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

職員の対策といたしましては、出勤前の検温、通勤及び勤務時間中のマスクの着用、手洗いや手指消毒などのほか、窓口及び執務室でのビニールカーテン設置や換気を行っております。また、会議等では、対面者と1メートル以上の距離を設け、飛沫感染リスク回避の対策を行っております。

プラットフォームなどで作業を行う職員は、マスクと手袋の着用、手洗いや手指消毒のほか、感染しないよう適切な距離を保って作業を行っております。

そのほか、職員が濃厚接触者となった場合、原則7日間の自宅待機となりますが、期間の短縮を図れるよう抗原検査キットを確保しております。

次に那覇エコアイランドでは、出勤前の検温、通勤及び勤務時間中のマスクの着用、手洗いや手指消毒などのほか、対面者と1メートル以上距離を設け、接触時間を15分未満としております。休憩室においても、

常に換気を行い、休憩時間を分散化するなどの対策をとっております。

次に環境の杜ふれあいでは、従業員の対策といたしまして入社前の検温、体調管理簿の記録を行い、当日の責任者が確認をしております。勤務中はマスクの着用、こまめに手洗い等を行っております。

施設利用者に対しましては、入館する際のマスク着用や手指消毒をお願いしており、受付時の体調確認、検温等を行っております。

そのほか、浴室やトレーニング室等サービスごとに利用人数を制限し、密接にならないよう対策に努めております。

課題としましては、施設の管理運営にあたり、職員のほか、委託業者や修繕業者など、様々な事業者が関わっていることから、各事業の進捗状況の把握に努め、ごみ処理を止めることがないよう、適切に対応してまいります。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

オミクロン株の感染の特性に合わせたリスク管理と危機管理を構築し、安全・安定操業の確保へ万全な対策、取り組みをさらに強めてください。

次の質問です。国連でも世界的課題となっています。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標SDGs、さらに地球を守り人類の未来にとって待たなしの比較的大問題となっています。気候変動・地球温暖化対策について本組合での位置づけと取り組みを伺います。

○議長(翁長俊英)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

当組合では、「環境経営マニュアル」を策定し、環境活動に取り組んでいます。

同マニュアルの中で、SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」について、「温室効果ガス排出量の削減」と「空調機の適切な管理」を掲げております。

具体的な取り組み事例といたしましては、管理棟及び工場棟、環境の杜ふれあいにおける照明設備のLED化、公用車の電気自動車化を導入しております。また、令和3年度においては、工場棟及び管理棟の空調機の取替修繕を進めております。消費電力を抑えた仕様としていることや、フロンの漏洩がないよう適切な管理に努めております。

そのほか、職員の取り組みとしましては、不要な照明の消灯などによる節電や化石燃料利用の節減に努めております。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

地球と人類の未来に関わるSDGs、気候変動、地球温暖化対策へ本組合の知恵と力を発揮し取り組みを強めてください。

次に高度で複雑な本組合施設管理のノウハウを持つプロパー・専門の技術職員の増強、技術継承について伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

現在、本組合において機械職2名、電気職1名のプロパー職員を採用しておりますが、施設管理の技術継承を図るためには、電気職員についても複数人体制とする必要があることから、構成市町とも調整しているところであります。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

先ほどの議案第4号の私の質疑、プラントメーカーのいいなりにならず、プラントメーカーと太刀打ちできる技術職員の役割、取り組みについて、当局は答弁で専門の技術職員は本組合施設の安全・安定的な維持管理、そしてプラントメーカー等と対等に調整を行う役割を担っていて、その契約や費用節減などで多くの成果を上げているとの答弁がありました。非常に重要な役割を担っています。技術職員の増員強化は費用対効果が高く、節税、節約の効果も大きいものがあります。早めに本体と調整され、電気職員の増員を図るべきではありませんか。改めてお聞きします。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、技術職員の増強は非常に重要なものと考えております。引き続き母体のほうと調整をしまして、早めに電気職員の配置が得られるよう調整してまいりたいと考えております。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

早めの実現に努力されてください。本体の市長、町長もご理解をお願いいたします。

県都那覇市と南風原町のごみ処理施設として、本組合の那覇・南風原クリーンセンターは、南風原のご理解のもとで那覇市と隣接するこの地域、南風原町新川に設置されています。そこでこれまでごみ処理に関し、南風原町と首里地区の施設周辺住民の生活環境に及ぼしている影響と対策、対応、還元施設等について伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

本施設の周辺住民の生活環境へ及ぼしてきた影響につきましては、旧ごみ処理施設の稼働時において、周辺住民の皆様に負担をかけていたことから、本クリーンセンターの建設にあたり、周辺住民の負担を少しでも軽減し、地域コミュニティの活性化に繋げることを目的に還元施設の整備に取り組んでまいりました。

本クリーンセンター稼働後は、法令順守のもと、施設から排出される排ガスについては、法令値より厳しい自主規制値を設定するなど安定稼働に努めてきており、本施設の周辺住民への生活環境には、大きな影響を及ぼしていないものと考えております。

また、平成19年4月より、本クリーンセンターからの公害等に関する意見、要望、苦情等に関する必要な情報を提供していただくため、地域住民の代表者を環境モニターとする、環境モニター制度を活用しております。

さらに、毎月1回職員による地域の不法投棄ごみのパトロールを行っており、今後とも本施設周辺の環境に配慮しながら地域環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

本組合の施設周辺の生活に影響を及ぼさない、安全・安心な操業への取り組みによって、ダイオキシン類への不安の声、不動産評価などに関する声もほとんどなくなってきているのではないのでしょうか。本組合の取り組みを評価いたします。

地域住民の不安解消への取り組みをさらに強化、改善を進め、周辺住民の一層の理解と協力を得てください。

次に本組合条例で、那覇・南風原クリーンセンターの設置に係る地域還元施設として、自然にふれあい、学び、遊べる観光学習の場とするため、環境の杜ふれあい公園を設置するとうたわれています。

そこで、周辺地域住民への還元、周辺まちづくり事業について伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

周辺まちづくり事業は、新焼却炉建設に伴う那覇・南風原クリーンセンター周辺地区の新しいまちづくり整備を目的とし、平成19年度に環境の杜ふれあいが整備され、平成25年度から環境の杜ふれあい公園の整備が開始されております。

昨年7月には整備が概ね完了したことから、開園の運びとなりました。

今後の予定につきましては、令和7年度事業完了に向けて、照明灯やトイレの下水道等についても順次整備してまいります。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

この南風原町にある環境の杜ふれあい公園のトイレなどの汚水処理は環境の杜施設周辺と同じく、那覇市の下水道に接続されることになっています。那覇市は、南風原町新川にごみ処理施設を設置した経緯を踏まえ、南風原町民や周辺住民への感謝の気持ちを忘れてはならないと思います。その思いが地域還元施設建設につながり、環境の杜ふれあい公園の大きな目的、役割ともなっていくのではないのでしょうか。

城間市長を先頭に、那覇市の議員も、那覇市民も、赤嶺町長をはじめ南風原町民、特に施設周辺の皆様に心からの敬意と感謝を持ち続けています。この思いを引き継ぐのも先輩議員の務めだと考え述べさせていただきました。

本組合の那覇・南風原クリーンセンターは、31万8,000那覇市民、4万南風原町民の健康で衛生的な生活を営む上で欠かせない施設です。地域の住みよい環境の保全と持続可能な循環型社会の形成を推進する施設です。この崇高な業務を担って、日夜奮闘されておられる本組合の職員の皆様にも心からの敬意と感謝を申し上げます。

厳しいコロナ禍で、自らを律し、安全・安定操業への大きな責務を果たしておられる職員皆様のより一層のご活躍を期待申し上げます。一般質問を終わります。イッペー、ニヘーデービル。

○議長(翁長俊英)

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整

理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年(2022年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前10時55分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議 長

翁長俊英

署名議員

上原 快佐

署名議員

多和田 菜子

